

● 地域提案型

平成20年度 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 国名	中華人民共和国
2. 事業名	残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保全支援事業
3. 事業の背景と必要性	<p>中国黒龍江省を流れる松花江は、中央政府より平成16年に「松花江重点治理流域」に指定され、水質汚染の浄化が急務の課題とされたが、汚染の原因である農薬の水質測定技術を有していなかった。そのため、平成18年度～20年度において、本事業により、松花江における農薬の水質検査システムを構築するための支援を行ってきたところであり、その研修成果を活用し、黒龍江省独自の標準作業手順書として「水質、底質の農薬残留分析の手引き」を今年度中に作成することとしている。</p> <p>これまで、ハルビン市での支援を重点的に実施してきたが、省全体として松花江の水質汚染浄化に取り組んで行くためにも、平成21年度からは、作成した標準作業手順書に基づく分析技術を、同省内の松花江流域の各市に普及させる必要があり、8月に県が独自に同省で実施した環境交流に関する調査においても、省内への技術普及のための支援が必要との要望があったところである。</p> <p>また、本事業により受け入れた6名の研修員が、現地での技術普及の中心となり、本県から派遣される専門家とともに即戦力となって活動することにより、効果的な事業展開が期待できる。</p> <p>以上のように、これまでの3年間の実績を踏まえ、点から面へと支援を広げ、発展させていくことにより、松花江の環境保全に貢献できるものと考えられる。</p>
4. 事業の目的	黒龍江省内の各モニタリングセンターが、当該技術を習得することにより、「重点治理流域」に指定された松花江の農薬の水質測定（底質を含む。）を自力で行い、農薬の使用成分を把握することで、農業等における農薬の使用規制の基礎データとし、松花江の水質浄化に貢献する。
5. 対象地域	黒龍江省
6. 受益者層	松花江流域住民等
7. 活動及び期待される成果	<p>活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 黒龍江省より研修員を受け入れ、県環境科学センターにおいて、水質検査の基礎知識及び標準作業手順書に基づく農薬の水質検査技術を習得するとともに、必要に応じ標準作業手順書の見直しを行う。 ● 山形県から専門家（2名）を派遣し、これまでの研修員と共に松花江の水質測定を行い、農薬の水質測定技術を指導するとともに、未熟な部分の補完的な技術指導を行う。 ● 省内への普及・指導方法（計画）を組み立てるための支援を行う。 ● これまでの研修員と共に、省内の各モニタリングセンター職員に対して農薬の水質測定技術を指導する。 <p>期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 省内の各モニタリングセンターで水質測定を担当する職員が、農薬の水質測定技術を習得する。 ● 省内の各地域に、標準作業手順書に基づく水質、底質の農薬残留分析技術の普及が図られる。 ● 松花江水質調査項目に農薬を追加する。
8. 実施期間	平成21年9月～平成24年3月
9. 事業の実施体制	山形県環境科学センター等
II. 実施団体の概要	
1. 団体名（提案自治体）	山形県環境科学センター（山形県）
2. 対象国との関係、協力実績	<p>黒龍江省と山形県は、平成5年8月に友好省盟約を締結して以来、国際交流員の招致（15名）、農業、科学、医療分野など多岐にわたる海外技術研修員の招へい（30名）など様々な交流を行ってきた。環境行政の交流研修員は、本事業によるものも含め11名を招致している。</p> <p>また、平成17年度から19年度には、本県職員を黒龍江省に派遣し、黒龍江大学での語学習得と黒龍江省政府商談会併合室に勤務し業務を行った。</p> <p>これまで15年に渡り築いてきた両県省の交流実績は、本事業を実施するに十分な協力関係にある。</p>